

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月8日 06時55分ごろ
発生場所	香川県丸亀市牛島南西岸 江浦港西防波堤灯台から真方位094° 2.8海里付近 (概位 北緯34° 21.5′ 東経133° 46.4′)
事故の概要	漁船豊漁丸は、北進中、牛島南西岸の岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 豊漁丸、4.7トン
船舶番号、船舶所有者等	KA3-28639（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口及び擦過傷、舵板に亀裂、プロペラ軸及びプロペラ翼 に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮流 北流約1ノット、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：05時42分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、牛島南西方沖において、機関を 極微速力前進にかけ、北進しながら船尾甲板の揚網ローラーの左舷側 に立って揚網作業中、西南西風に圧流されて牛島南西岸の岩場に接近 し、乗り揚げた。 船長は、思ったよりも圧流量が大きかったと本事故後に思った。 本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.3mであった。
分析	本船は、船長が、揚網作業に意識を向け、船位の確認を適切に行っ ていなかったことから、予想以上に西南西風に圧流されていることに 気付かずに航行し、牛島南西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられ る。
原因	本事故は、船長が、船位の確認を適切に行っていないため、予 想以上に西南西風に圧流されていることに気付かずに航行し、本船が 牛島南西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・漁労作業中も、船位を確認すること。